

編集発行人 税理士 細見 秀 樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税法

### ★ 損金経理しなければ損金にならないもの

Q. 法人税では、損金経理をしなければ損金にならないものがあるようですが、どのようなものがあるのですか？

A. 損金経理とは、会社の確定した決算(通常は株主総会によって承認された決算)において、費用又は損失として経理をすることをいい、法人税では、一定の取引について損金経理をしなければ損金に算入することを認めないという取扱いがあります。

これは、損金経理をすることによって、損金に計上するという法人の意思表示を確認するためと考えられています。

損金経理をしなければ損金に算入できないものには、次のようなものがあります。

- ① 減価償却資産の償却費の計算
- ② 繰延資産の償却費の計算
- ③ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入
- ④ 繰延資産となる費用のうち少額のもの損金算入
- ⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ⑥ 資産の評価損の損金算入等
- ⑦ 各引当金勘定への繰入額の損金算入
- ⑧ 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入

## 贈与税法

### ★ 住宅取得等資金の贈与

Q. 住宅取得資金の贈与特例を受ける場合、どのような要件がありますか？

A. 住宅取得等資金を直系尊属から贈与により取得した場合、一定の金額が非課税になりますが、受贈者の要件は次のとおりとなっています。

- ① 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属(贈与者は受贈者の直系尊属)であること
- ② 贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること
- ③ 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること
- ④ 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと
- ⑤ 自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をした

ものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと

⑥贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等を行うこと

⑦贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること

⑧贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること

## 相続税法

### ★ 告別式を2回行う場合の葬式費用

Q. 父の告別式を住所地と出身地の2ヶ所で行おうと思います。この場合の告別式の費用はどちらも葬式費用として取り扱うことが認められますか？

A. 死者を葬るための儀式であれば、葬式費用として認められます。

相続税法では、相続又は遺贈により財産を取得した者が相続税のいわゆる無制限納税義務者である場合、その相続又は遺贈に係るその者の相続税の課税価格に算入すべき価額は、その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額からその被相続人に係る葬式費用のうちその者が負担の属する金額を控除した金額とされています。

これは、被相続人に係る葬式費用は相続開始時に現存する被相続人の債務ではないものの、相続開始（被相続人の死亡）に伴う必然的出費であり、社会通念上も、いわば相続財産そのものが担っている負担ともいえることを考慮し、相続税の無制限納税義務者については、相続財産の課税価格の計算上相続又は遺贈によって取得した財産の価額から、葬式費用を控除することとしたものであるとしています。

ところで、2ヶ所で告別式をした場合の取扱いですが、その儀式が死者を葬るための儀式であれば、どちらも相続税法の葬式費用として認められることとなっていますので、これに該当するものであれば葬式費用に該当することになります。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/bunshokaito/sozoku/101105/01.htm>

## 所得税法

### ★ 期限後申告と青色申告特別控除

Q. 私は、パン屋を営む青色申告者です。今年の確定申告は、忙しすぎて、期限に間に合いませんでした。何か問題はありますか？

A. 65万円の青色申告特別控除の適用を受けることはできません。

個人の青色申告事業者には、次のような特典が与えられていますが、65万円の青色申告特別控除は、確定申告書に控除を受けようとする旨及び控除を受ける金額の計算に関する事項の記載並びに帳簿書類に基づき作成された貸借対照表、損益計算書の添付があり、かつ、**その確定申告書を提出期限までに提出した場合に限り**適用されることとなっ

ています。

したがって、申告期限を過ぎて確定申告書を提出した場合には、65万円の青色申告控除は受けられなくなってしまいます。

ただし、青色申告控除には10万円の控除というものもあり、これについては、上記の要件が付されていないことから、期限に間に合わなかった場合においても、この10万円の控除の適用は受けることができます。

- ①青色申告特別控除
- ②青色事業者専従者控除
- ③純損失の繰越、繰戻し還付
- ④減価償却資産の特別償却制度の適用
- ⑤所得税額の特別控除の適用
- ⑥準備金の必要経費算入など

今年は、コロナウイルスの影響で申告期限が延長されていますが、個別の手続きもあります。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQを参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

## ★ 年末調整の電子化

Q. 年末調整の手続きが電子化されるそうですが、どのようになるのですか？

A. 令和2年の10月以後電子化されます。

年末調整の手続きは、勤務先が従業員に用紙を配布し、従業員がこれに手書きして提出していましたが、令和2年10月以後は、次の2つが実施され電子化されることとなっています。

1. 従業員が控除証明書等を電子データで取得し、これを利用して年末調整申告書データを作成すること
2. 勤務先が従業員から①の年末調整申告書データ及び控除証明書等データの提供を受け、これを利用して年税額等の計算を行うこと  
年末調整が電子化された場合は、次のような手順となります。
  - ①従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
  - ②従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードした年調ソフトに、住所・氏名等の基礎項目を入力し、①で受領した電子データをインポートして年末調整申告書の電子データを作成
  - ③従業員が、②の年末調整申告書データ及び①の控除証明書等データを勤務先に提供
  - ④勤務先が、③で提供された電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算

※年末調整関係書類を従前どおり書面で提出することもできます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/campaign/r2/Jan/06.htm>

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

[https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/nencho\\_faq.pdf](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/nencho_faq.pdf)